

# 景観行政団体における景観まちづくり教育 の実態と普及に向けた課題

馬場 たまき<sup>※1</sup>・小泉 嘉子<sup>※2</sup>・北原 啓司<sup>※3</sup>  
・阿留多伎 真人<sup>※4</sup>

## 要旨：

2004年の景観法施行以降、国土交通省ではだれもが積極的に景観まちづくりへ参加できる環境が必要であるとの視点から多様な主体による景観まちづくり教育を推進してきているが、各自治体の景観まちづくり教育及び子供たちへの教育の実態から課題を検証した研究は少ない。

そこで本稿では、景観まちづくりの中心的な役割を担う行政が主導する景観まちづくり教育に着目し、アンケート調査により実態を明らかにするとともに、地域の担い手となる子供たちへの教育として行政と学校が連携して行う景観学習の実態を探り、普及に向けた課題を考察した。アンケート調査は、全国の景観行政団体を対象として2018年10月～2019年1月に実施し、回収率は71.7%、有効回答数は512件となった。データの分析は、行政区分間（都道府県、政令指定都市・中核都市、市区町村）の比較分析、項目間のクロス集計とFisherの直接確率検定、 $\chi^2$ 検定及び相関分析、により検証した。

その結果、全ての行政区分において、景観教育の優先度が高い傾向にあることが明らかとなった。また、景観計画を有する自治体では、予算化をして景観教育に取り組む割合が有意に高くなっていた。一方、市区町村では、全体の7割が「予算の関係上、行動を起こしにくい」と感じており、予算化をしている割合も3割と少ない状況であった。相関分析では、「景観部局の担当者人数」と「景観教育の実施率」及び「景観教育の継続性」の間で相関関係が見られることが明らかとなった。小・中学生を対象とした景観教育の実施率は全区分で低く、政令・中核市で3割、市区町村で1割程度となった。

以上より、自治体における景観教育の普及に向けた課題としては、景観教育施策の方針の明瞭化、地域の特性を活かした景観教育施策の実施と予算措置、学校の授業と連動した学習プログラム及び展開手法の構築、などが挙げられる。

キーワード：景観行政団体、景観まちづくり教育、景観学習、アンケート調査

## A Survey-Based Investigation on the Actual Situation of Landscape Education in Landscape Administrative Bodies and Dissemination Issues

Tamaki BABA, Yoshiko KOIZUMI, Keiji KITAHARA,  
Makoto ARUTAKI

※1 高綱学院大学総合人間科学系理工・自然分門 准教授

※2 高綱学院大学総合人間科学系心理部門 教授

※3 弘前大学大学院地域社会研究科 教授

※4 高綱学院大学総合人間科学系理工・自然分門 教授

**Abstract :**

In the present study, we conducted a nationwide questionnaire survey on municipality policies regarding landscape education in Japan to explore the actual conditions of landscape education conducted by the government in collaboration with schools and clarified issues concerning the dissemination of landscape education.

The survey targeted landscape administrative bodies nationwide and was conducted from October 2018 to January 2019, with 512 valid responses obtained at a recovery rate of 71.7%.

The results are as follows.

- ・ In all administrative divisions, landscape education was a high priority in landscape policy.
- ・ A high percentage of individuals budgeted for landscape education, predominantly in municipalities that had landscape plans.
- ・ Only 30% of small-scale regional governments had sufficient budgets; in addition, 70% of local administrations found implementing landscape education measures challenging because of their small budgets.
- ・ Lecture-type landscape symposia were the most common initiatives of landscape policies; low implementation rates were noted for citizen-led policies.
- ・ Municipalities with a large number of landscape departments tend to implement many landscape measures continuously.
- ・ Recruitment methods and programs must be reviewed to increase the implementation rate of landscape education in schools.

Our findings allow for the following recommendations.

- 1 Municipalities should establish clear policies regarding landscape education in their landscape plans.
- 2 Policies that make optimal use of local resources and characteristics should be established for landscape education, and budgets should be secured.
- 3 Municipalities should consider and implement landscape education programs in relation to school subjects and curricula.

**Keywords :** Landscape administrative bodies, Landscape education, Landscape learning, Questionnaire survey

## I 研究の背景

はじめに、景観まちづくり教育<sup>1)</sup> 発展の経緯について述べる。景観工学者の中村<sup>2)</sup> は「景観とは、人間を取り巻く環境のながめにほかならない」と定義し、その説明において「『環境のながめ』とは、外的環境を構成している要素の個別の眺めではなく、それら複数の要素の配置についての眺めである。(中略) 人間が環境とは何かを理解し、環境とのかかわり方を模索する契機こそが景観であるという意味を、『環境のながめ』という表現は含んでいる」と述べている。この背景には、高度経済成長期に広まった西欧の近代合理主義が、人間疎外という問題を生んだことへの反省があり、「環境と人間との相互的で豊かな結びつきへ景観を媒体として接近しようとする態度の表明<sup>3)</sup>」がなされている、と捉えることができる。この文脈を踏まえ、国土交通省では「景観」の用語説明において「観る人の心の中に存在するものを景観と呼んでもよい<sup>4)</sup>」と規定し、客観的な分析と主観的な価値観によ

るながめの両面を重視した施策を進めてきている。

「まちづくり」という表記は1960年代以降に一般化され、都市計画学者の延藤<sup>5)</sup>によると「現代の都市・地域づくりの動向の中で生活者にとって望ましいハード・ソフト両面の環境形成を市民主導ですすめる」との意味を有していたとされるが、現在は行政・事業主体が行う事業の固いイメージをやわらげる意味において用いられることが多い。これらのことから、現代の「景観まちづくり」とは、「人間の心の中に存在する主観的なながめを客観的に分析しながら価値ある景観づくりをすることであり、そのプロセスを住民参加により推進することへ重点を置くこと」と定義づけることができる。

日本における景観まちづくりの歴史は、都市化の影響を受けながら発展した景観行政の歴史と言い換えることができる。戦後から高度経済成長期までは、都市化による近代建築の取り壊しや歴史的環境破壊、都市緑地の急速な減少などが問題となり、都市公園法（1956）<sup>6)</sup>、自然公園法（1957）<sup>7)</sup>による規制が始まった。1970年代からは、京都<sup>8)</sup>、金沢<sup>9)</sup>、倉敷<sup>10)</sup>などで歴史的な街並み景観保存運動が萌芽し、地区計画制度（1980）<sup>11)</sup>を活用した都市景観形成が全国的に広がり、2004年の景観法<sup>12)</sup>施行を契機に、都道府県及び政令市・中核市においては自動的に、その他意欲的な市区町村においては都道府県との協議を経て景観行政団体<sup>13)</sup>に移行し、景観条例<sup>14)</sup>の制定、景観計画<sup>15)</sup>や景観形成ガイドライン<sup>16)</sup>の策定を進め、街並みのハード整備を中心とした環境整備事業が多様に展開されるようになった。また、景観行政団体には住民が街の整備計画や維持管理などのソフト面へ参加できるよう誘導する役割が求められており、「規制というよりも地域の取り組みに対する緩やかな約束事<sup>17)</sup>」として、住民参加型で行う景観施策の取り組みを展開してきている。

景観まちづくりの効果は、歴史的な街並みの整備、家屋等の屋根の色彩の統一やファサードの修景、目抜き通りにおける屋外広告物の適正化や無電柱化などの進捗が挙げられ、「地域が主体的に良好な景観を保全・創出することにより、さらなる取組みを誘引する『良き循環』」が報告されている<sup>18)</sup>。一方で、良好な景観の尺度は地域により様々であり、立地や歴史・文化などの地域性や過去の景観形成の取組実績などの事情や効果発現のスピードも異なるため、全国的には、発展途上の地域が未だに多く存在している。

この状況を改善するために、国土交通省では景観まちづくり教育懇談会<sup>19)</sup>の提言を受け、2007年に景観まちづくり教育<sup>20)</sup>の必要性を提起し、WEBサイトでは3つのアプローチ「行政が取り組む」「ひとりひとりが取り組む」「学校で取り組む」を掲載して景観まちづくり教育を促進している。中でも、景観まちづくりを牽引する立場の行政が取り組む景観まちづくり教育は、個人や学校を支援する役割も担うため、地域全体の景観意識の向上へ大きく寄与すると言える。国土交通省のサイトでは、「景観まちづくり教育」（以下、景観教育）を「行政が景観まちづくりの意義や必要性を広く伝えること及び学校教員が学生へ教えること」と定義づけ、「景観学習」については「市民や学生ひとりひとりの自覚に基づく学習」と説明した上で、「景観教育」と「景観学習」の両面が景観まちづくりの多様で持続的な展開に不可欠であると明示している。

国土交通省が取り組む景観教育のねらいには、「地域の住民や事業者が、よりよい景観まちづくりを行うことを自分の問題として捉え、積極的に良好な景観を守り、つくり、育んでいこうとする意識を持ち、具体的な景観まちづくりに関して、理解を示し行動するような人材を育成すること」が掲げられ、前述の住民参加型のまちづくりへと昇華させることを目指した積極的な取り組みが期待されている。その具体的な展開の枠組みとして「住民への講座やイベント」及び「小・中学校における景観学習」の2つの対象を挙げ推進を促しているが、その後の取り組み実態を明らかにした報告は見当たらない。

景観法施行後15年が経過し、多くの自治体では景観計画の改定の時期を迎える。今後の景観施策においては、従来の規制誘導を中心とした施策のみならず、多様な主体が積極的に参加しながら、景観を資産として捉えることにより地域の新たな価値や利益、人々の誇りを生み出す視点が重要であることが指摘されている<sup>21)</sup>。このような中、地域の景観教育の実態を明らかにし、今後の行政主導に



よる景観教育の方針を検討することは重要な課題であると言える。

## II 先行研究と本研究の目的

住民を対象とした景観教育を行政側の視点で分析した岡本ら<sup>22)</sup><sup>23)</sup>の研究では、住民と協働で行った景観ワークショップの実践から、景観への意識向上を図るプログラムを構築するとともに、時間・人手・予算面におけるシステムづくりの課題を指摘している。また、全国的に広がる住民参加型の景観まちづくりは、地域景観への住民意識の向上を図るという意味において景観教育に含まれると考えことができ、それらの事例を詳細に分析した研究は数多くなされている。横山らは<sup>24)</sup>那覇市の都市マスタープラン策定において開催されたワークショップと行政の対応に着目し、市民意見の計画化率や市民と行政の間に生じる地域特性についての認識の違いなどを明らかにしている。行政がコンサルタントやNPOと協働で展開する住民参加型の活動に着目した渡辺ら<sup>25)</sup>の研究では、市民参加型緑地保全活動の実態と住民意識の調査から、参加型活動により緑地が適切に維持管理される良い効果を見出すとともに、保全活動の取り組みがはじまった時期と緑地保全の契機が住民の緑地保全活動への参加意欲へ影響を与えるとの示唆を得ている。王ら<sup>26)</sup>の研究では、景観計画の策定過程へ住民が参加する実態を定量的に捉えるために、景観計画を保有する基礎自治体を対象としてアンケート調査を実施し、公募住民主体型を導入する自治体では住民意見を施策へ反映する度合いが高いことを明らかにしている。これらの研究から、住民参加型の景観まちづくりの場が、自ら学ぶ景観教育の機会創出へとつながる事実を確認することができるが、行政の景観教育の取り組み実態や課題を全国的な調査により明らかにした研究は見当たらない。

一方、行政が学校教育と連携して実施した景観教育に関する実践研究の蓄積は多い。永井ら<sup>27)</sup>の研究では、大学・行政・地域住民が協働で行なった小学校の景観学習の実践から、児童の景観認識に生じた偏りや学校との連絡調整などの課題を見出し、景観認識における学術的な視点や景観教育を主導する主体の必要性を指摘している。また、郭ら<sup>28)</sup>の研究では、中心市街地の賑わい創出を中学生の総合学習と連携して行った事業を分析し、地域景観の直接的体験による教育効果や学校教育プログラムとの連携の仕組み構築における課題を指摘している。さらに、篠部<sup>29)</sup>の研究では、実際の都市計画事業を学校の授業と連携して行う中で、大人と子供が同じワークショップで対等に議論することの難しさや校外支援者の人材確保などの課題を見出している。加えて阿久井<sup>30)</sup>の研究では、行政と大学の連携授業として、PBL (Project Based Learning) を用いて行った夜間景観形成事業の実証実践を分析し、学部横断型の景観教育の評価や教育的効果を明らかにしている。

これらの研究は、特定の活動に着目したケーススタディから教育プログラムの構成や学習成果の分析を中心に展開している点が共通している。このような中、2015～2016年に馬場ら<sup>31)</sup>が行った青森県及び岩手県が主導する景観学習の研究は、複数の実践校へのアンケート調査及び県担当者へのヒアリング調査から分析を試みている。その結果、景観学習の継続要因として、外部講師の派遣や学校側の金銭的・労力的負担軽減への支援、小規模校・統廃合校における展開手法などが挙げられた。また、継続実施の課題として、学校独自に展開する景観学習の促進、行政・学校・外部講師の連携強化による学習プログラムの充実化などを見出した点は一定の成果と言える。ただし、景観教育への関心が高い地域のみ結果であり、景観施策や景観教育を全国的な調査から検証するまでには至っていない。

少子高齢化時代において、行政がより多くの子供たちへ景観教育の機会を提供することは、地域の担い手を育む上で重要な施策であると言える。2020年改訂の新学習指導要領の総合的な学習の時間(以下、総合学習)では、「探究的な学習の過程を一層重視」<sup>32)</sup>し、「外部との連携の構築」<sup>33)</sup>がますます求められていることを踏まえると、行政と学校の連携実態から今後の課題を検証することは重要な視点であると言える。文部科学省が行った「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・

実施状況調査<sup>34)</sup>によると、総合学習で行われた学習内容が明らかにされており、小学校1万9985校の学習内容（複数回答）は、回答の多い順に「環境（86.6%）、地域の人々の暮らし（86.5%）、福祉・健康（82.9%）、伝統と文化（76.6%）、国際理解（59.4%）、情報（52.7%）、防災（24.1%）、社会と政治（15.8%）、その他（44.5%）」となり、まちづくりや景観そのものをテーマとした学習内容がそれほど普及していないことが推察される。他方、国が推進する景観教育は、地方公共団体である都道府県、市区町村の教育政策においても、重要な教育として位置づけられたと考えることができる。学校教育を直接管理する立場にある各自治体の政策は、学校教育に与える影響が非常に大きい（萩原<sup>35)</sup>）ことから、自治体が主導する景観教育の実態を明らかにする意義は大きいと言える。

以上より、本研究では、自治体が主導する景観教育に着目し、全国の景観行政団体を対象としたアンケート調査を実施し行政区間間の施策の特徴を検証するとともに、自治体が学校と連携して行う子供たちへの景観教育の実態を明らかにしながら自治体における景観教育の普及に向けた課題について考察することを目的とした。

### Ⅲ 研究の方法

研究は、アンケートの作成と実施、分析により行った。

#### 1 アンケートの作成と実施

調査票の作成では、まず、馬場ら<sup>36)</sup>が青森県及び岩手県における景観教育の実態調査で明らかにした課題を再整理し、その課題を詳細に問うことに主眼をおいて調査項目を構成した。設問の選択肢の検討では、全国の景観行政団体713団体（2018年3月時点）のホームページを参照し、景観施策及び景観教育の内容を抜き出しExcelシートに分類した後、件数の多い内容を抽出して選択肢とした。さらに、景観教育の先進自治体である仙台市<sup>37)</sup>へ項目の内容妥当性について助言を求め、修正を行った。調査票には、本調査で用いる「景観教育」の定義を「自治体主導のもとで行われる、景観教育促進の啓蒙・教育活動全般を意味する」と説明した上で回答を求めた。アンケートの調査項目は(a)～(j)で全住民を対象とした景観施策及び景観教育について問い、(k)～(m)で自治体が学校と連携して実施する景観教育について問う構成とした（表1）。

本調査への回答は、景観部局または適切な部局へ回覧の上、回答いただくよう依頼した。アンケート調査票は、2018年10月～2019年1月に景観行政団体713団体（2018年3月時点）へ郵送し、記入後に郵送返信を求めて回収した。

回収率は都道府県88.9%（40件）、政令指定都市75.0%（15件）、中核市83.3%（40件）、その他の市75.2%（291件）、区84.2%（16件）、町61.4%（94件）、村39.0%（16件）となり、全体の回収率は71.8%（512件）となった。

表1 調査概要

調査期間	2018年10月～2019年1月				
調査の方法	調査票を郵送配布・郵送回収				
調査の形式	選択式(単一回答, 複数回答)、記述式				
調査項目	(a) 景観行政施策の実施状況	・景観計画の有無、景観部局の担当者の人数	(表2) (図1)		
	(b) 景観施策の優先順位	・8項目(優先順位が高い・やや高い・どちらともいえない・やや低い・低い:5件)	(図2)		
	(c) 景観教育・景観学習の取り組みへの関心度(全住民対象)	・1項目(既に取り組みを推進・具体的に検討・情報収集段階・関心あるが取り組みなし・取り組みなし:5件)	(図3)		
	(d) 景観教育の予算化状況	・1項目(予算化している・以前は予算化していた・予算化していない)	(図4)		
	(e) 5年以内の景観教育施策の実施状況(全住民対象)	・13項目	(図5)		
	(f) 景観教育を実施する意義	・1項目(3つまで選択可:9件)	(図6)		
	(g) 景観教育・景観学習の広報・募集方法	・1項目(自治体HP・市町村広報・ちらし・動画・SNS:複数回答)	※1		
	(h) 景観教育・景観学習の評価	・1項目(大変評価している・一定の評価をしている・あまり評価していない・評価していない・分からない:5件)	(図7)		
	(i) 景観教育・景観学習の参考事例	・1項目(国土交通省HP・他自治体・諸外国:複数回答)	※2		
	(j) 景観教育・景観学習の今後の進め方	・1項目(積極的に取り組みたい・住民へ周知・NPOや民間と連携・他自治体の事例を参考に展開・推進の予定はない・分からない:6件)	(図8)		
	(k) 小・中学校で実施した景観教育の内容(5年以内)	①小・中学校で実施した景観教育の内容(5年以内)(5件, 複数回答) ②景観教育における連携状況(9件, 複数回答) ③児童・生徒の関心が高い学習内容(記述式) ④用いた教材(9件, 複数回答)	(①図9)		
	(l) 小・中学生への景観教育・景観学習の課題	・8項目(とてもそう思う・そう思う・あまりそう思わない・そう思わない・分からない:5件)	(図10)		
	(m) 小・中学生を対象とした景観教育への意見	・記述式	(表3)		
配布対象・回収状況	景観行政団体(行政区分)	配布数	回収数	回収率(%)	
	都道府県	45 ※3	40	88.9%	
	政令指定都市	20	15	75.0%	
	中核市	48	40	83.3%	
	その他の市区町村	市	387	291	75.2%
		区	19	16	84.2%
		町	153	94	61.4%
		村	41	16	39.0%
合計	713	512	71.8%		

※1※2調査項目(g)(i)は、本稿に集計分析結果を記載していない。

※3愛媛県、宮崎県は全市町村が景観行政団体であり、県への配布は対象外としたため都道府県の配布数は45となる。  
(2018年3月時点)

## 2 分析

分析は、都道府県、政令指定都市(以下、政令市)、中核市、市区町村、などの行政区分(以下、区分)ごとに集計した結果をもとに行い、共通点や違いについて考察している。区分間の比較を行ったのは、萩原ら<sup>38)</sup>の環境教育政策の自治体調査において、自治体の人口規模や財政規模が、概ね行政区分に対応して施策の選択や課題に影響を与える重要な変数である、との指摘を参考にしたことに依る。各設問における回答割合は、それぞれの区分の有効回答数を基数(n)に用いたため、100.0%の値は都道府県40件、政令・中核市55件、市区町村417件となる。ただし、設問によって「未回答」や「特になし」などの回答を除外し、有効回答のみを集計する処理を行ったため、基数(n)が異なる。

る場合がある。また、回答割合は少数点以下第2位を四捨五入したため、単一回答の設問でも合計が100.0%とならないものもある。

## IV 結果

### 1 景観行政施策の実施状況

#### 1-1 景観計画の有無

景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」と規定され、政令指定都市、中核市以外の市区町村が景観行政団体に移行する場合は、都道府県知事と協議し同意を得ることで移行が決定する。景観行政団体には、景観条例の制定と並行して景観計画を策定することが求められており、景観施策の実施を促進する上で重要な役割を持つ。

アンケートを回収した景観行政団体（以下、本稿では自治体と表現する）の景観計画の策定率は表2の通りである。政令市と中核市ではほぼ全ての自治体が策定済みであり、その他の市区町村の策定率の平均は83.5%となっている。一方、都道府県では約半数が策定していない状況であった。景観計画の有無と他の設問とのクロス集計結果についてはV節で述べる。

表2 景観計画の有無

		景観計画の有無 (n, %)	
		有り	無し
都道府県		18 (45.0%)	22 (55.0%)
政令指定都市		15 (100%)	0 (0.0%)
中核市		38 (95.0%)	2 (5.0%)
その他の 市区町村	市	252 (86.6%)	39 (13.4%)
	区	16 (100.0%)	0 (0.0%)
	町	62 (66.0%)	32 (34.0%)
	村	13 (81.3%)	3 (18.8%)

#### 1-2 景観部局の担当者の人数

景観部局の担当者の人数は、都道府県と市区町村では「3人以下」が最も多く、都道府県57.5%、市区町村74.4%となっている。一方、政令・中核市では違いが見られ「4～6人」が41.8%と最も多くなり「10人以上」も20.0%あり、他の区分と比較すると多くの人員が配置される傾向がみられる。

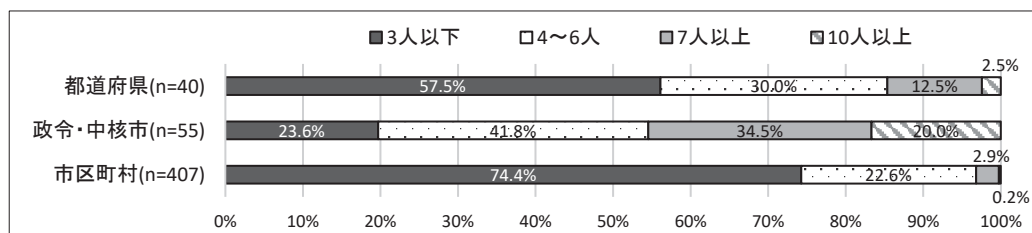


図1 景観部局の担当者の人数

### 2 景観施策の優先順位

景観施策全般における景観教育の優先度を確認するために、「景観教育・景観学習」を含む8項目の施策を示し、それぞれの優先順位を「高い・やや高い・どちらともいえない・やや低い・低い」の5件法にて回答を求めた結果を図2に示す。



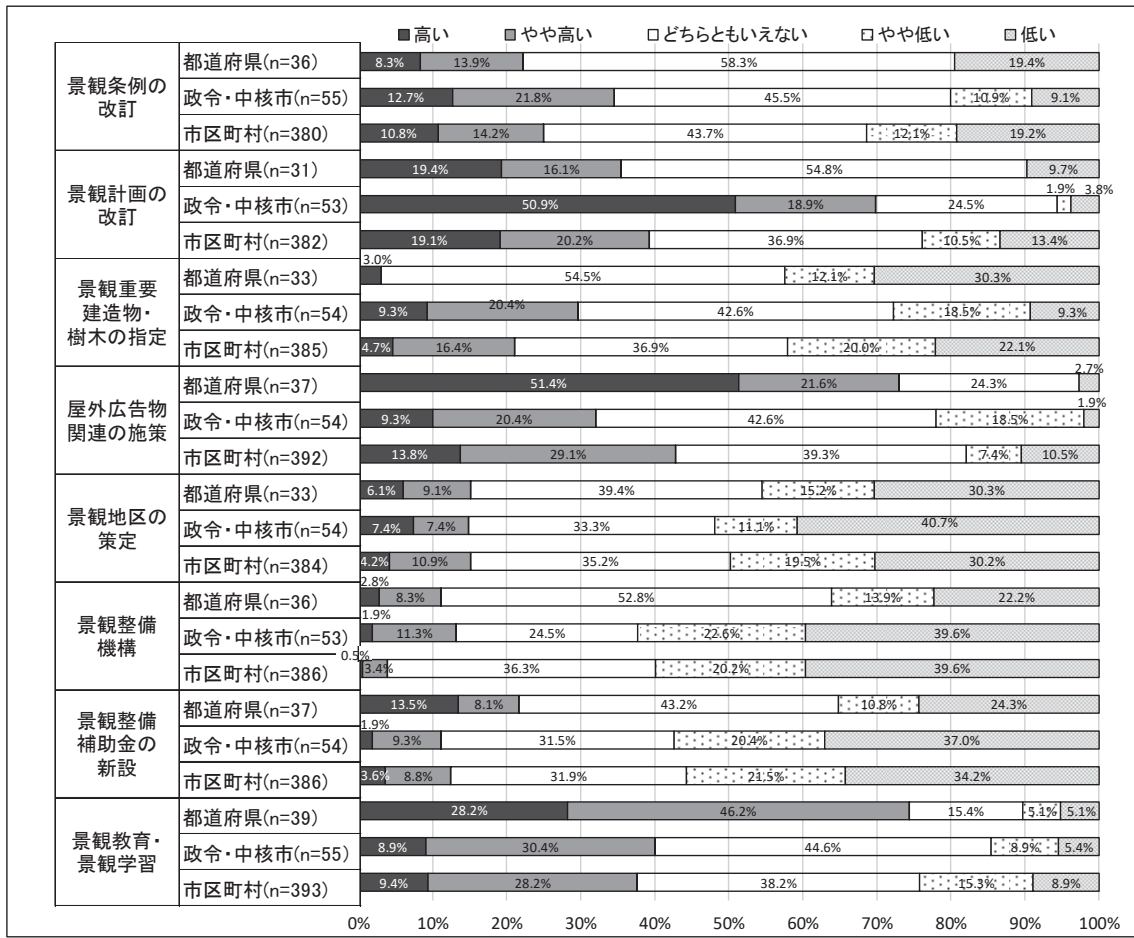


図2 景観施策の優先順位

「景観教育・景観学習」の「優先順位が高い・やや高い」を合わせた割合は、行政区間間の比較において、都道府県が最も高く7割を超える結果となった。都道府県では、全8項目の景観施策の中でも「景観教育・景観学習」の比率が最も高い結果となり関心の高さが確認された。これより、都道府県の役割の1つである市区町村への「景観教育・景観学習」支援が期待できると言える。政令・中核市では、全8項目の中で2番目に「景観教育・景観学習」の優先度が高くなっている。ただし、選択率は4割程度にとどまり、最も優先順位が高い「景観計画の改訂」の約7割と比較すると差が生じている。市区町村では、全8項目のうち優先度が高い上位3項目がほぼ同じ割合となり、景観教育の優先度は3番目に高く4割弱となった。また、「優先順位がやや低い・低い」を合わせた割合は、都道府県で1割、政令・中核市で1割強であるのに対し、市区町村では2割強とやや多い結果となり、小規模自治体における「景観教育・景観学習」の普及の検討の際に考慮が必要であると言える。

### 3 景観教育（全住民対象）の実施状況

#### 3-1 景観教育・景観学習の取り組みへの関心度（全住民対象）

景観教育・景観学習の取り組みへの関心度について、「既に取り組みを推進している」「取り組みを進める方向で具体的に検討している」「関心があり、情報収集段階である」「関心はあるが特段の取り組みはしていない」「関心はなく、取り組みも行っていない」の5件法で回答を求めた結果は図3の通りである。都道府県では、「既に取り組みを推進している」が6割強で最も多いが「関心はあるが特段の取り組みはしていない」も3割という状況であった。

政令・中核市においても都道府県と同様の傾向がみられ、「既に取り組みを推進している」が7割弱と最も多くなっている。一方、市区町村では状況が異なり、「関心はあるが特段の取り組みはして



いない」が約5割で最も多く、「既に取り組みを推進している」は3割程度にとどまっている。

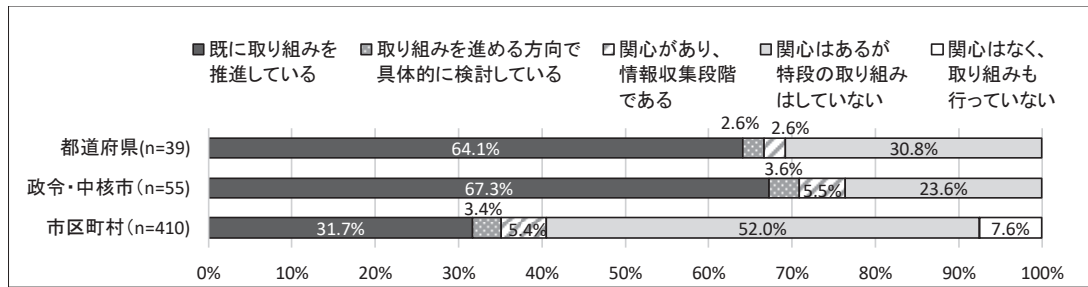


図3 景観教育・景観学習の取り組みへの関心度（全住民対象）

### 3-2 景観教育の予算化状況

景観教育の予算化状況は図4の通りである。「予算化している」自治体は、都道府県と政令・中核市では約半数となっている。一方、市区町村では約7割が「予算化していない」状況であり、景観教育を実施するための予算が確保されていないことが明らかとなった。

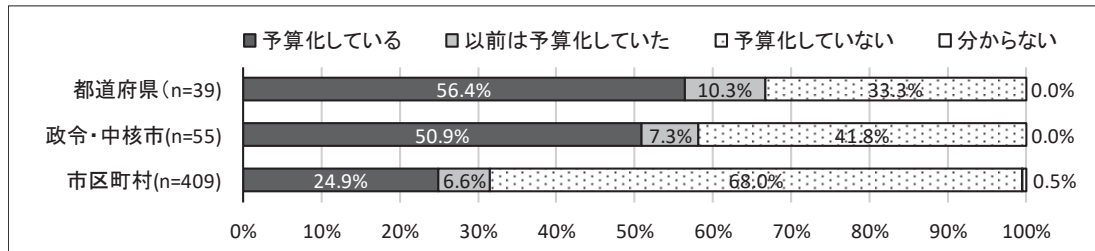


図4 景観教育の予算化状況（2018年度）

### 3-3 5年以内の景観教育施策の実施状況（全住民対象）

5年以内の景観教育施策の実施状況について、内容を複数回答で求めた結果は図5の通りである。区分間の比較から、13項目中7項目で政令・中核市の実施率が最も高い結果となった。市区町村では、実施率が最も高い項目においても3割程度にとどまり、景観教育施策が進んでいない状況が推察される。また、都道府県では「景観シンポジウム」が5割を超えたものの、その他の項目は3割程度またはそれ以下となり、景観教育の具体的な施策を各市区町村に委ねている状況が推察される。

景観教育の実施項目については、全区分で座学・講習型の「景観シンポジウム」が最も多く、都道府県の6割弱、政令・中核市の5割強、市区町村の3割が実施しており、次いで、応募型の「景観賞」、体験・参加型の「景観ワークショップ」、「まち歩き」、「小・中学校における景観学習」の順に多くなっていた。

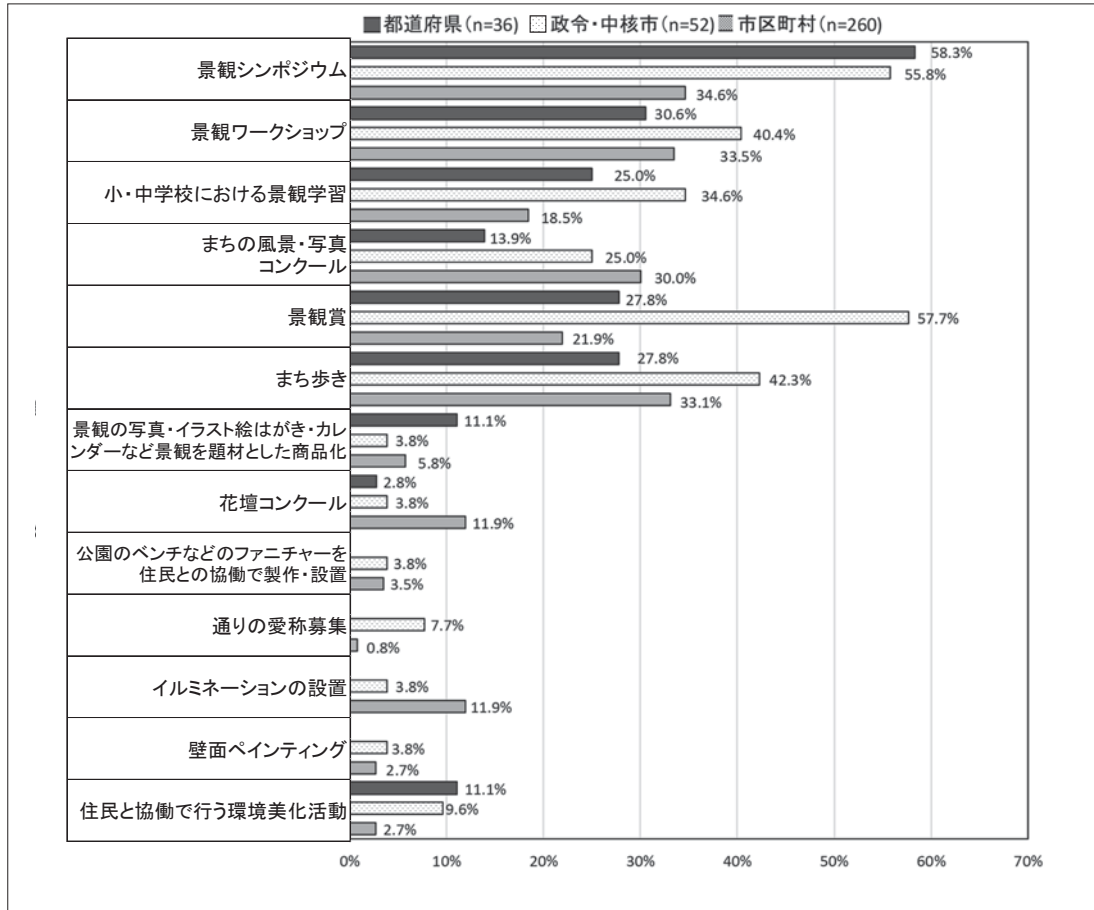


図5 5年以内の景観教育施策の実施状況（全住民対象）（複数回答）

### 3-4 景観教育を実施する意義

住民を対象とした景観教育を実施する意義について複数回答で回答を求めた結果を図6に示す。全区分で「まちの景観を知り、それを大切にしようとする人々を増やす」が最も多くなり、次いで「景観及び景観まちづくりについて基本となる知識や見方を住民に身につけてもらい、実際の景観まちづくりに生かす」や「住民と協働でまちや地域の個性を活かした景観まちづくりを積極的に推進する」が多くなっている。一方、「景観を生かしたまちづくりを住民と協働で推進し、全国にアピールする」や「景観まちづくりを通じて、人間が暮らしていく上で必要となる住民の社会的な感性を養う」などの選択は少なく、景観まちづくりを戦略的に広める視点や景観を通して社会的な価値や感性を育む視点はそれほど意識されていないことが分かる。

### 3-5 景観教育・景観学習の評価

実施した景観教育・景観学習の評価について、5件法で回答を求めた結果は図7の通りである。「大変評価している」と「一定の評価をしている」を合わせた結果は、全ての都道府県、政令・中核市の約9割、市区町村の約7割がプラスの評価となり、景観教育を実施している自治体では行った内容を高く評価していることが分かる。

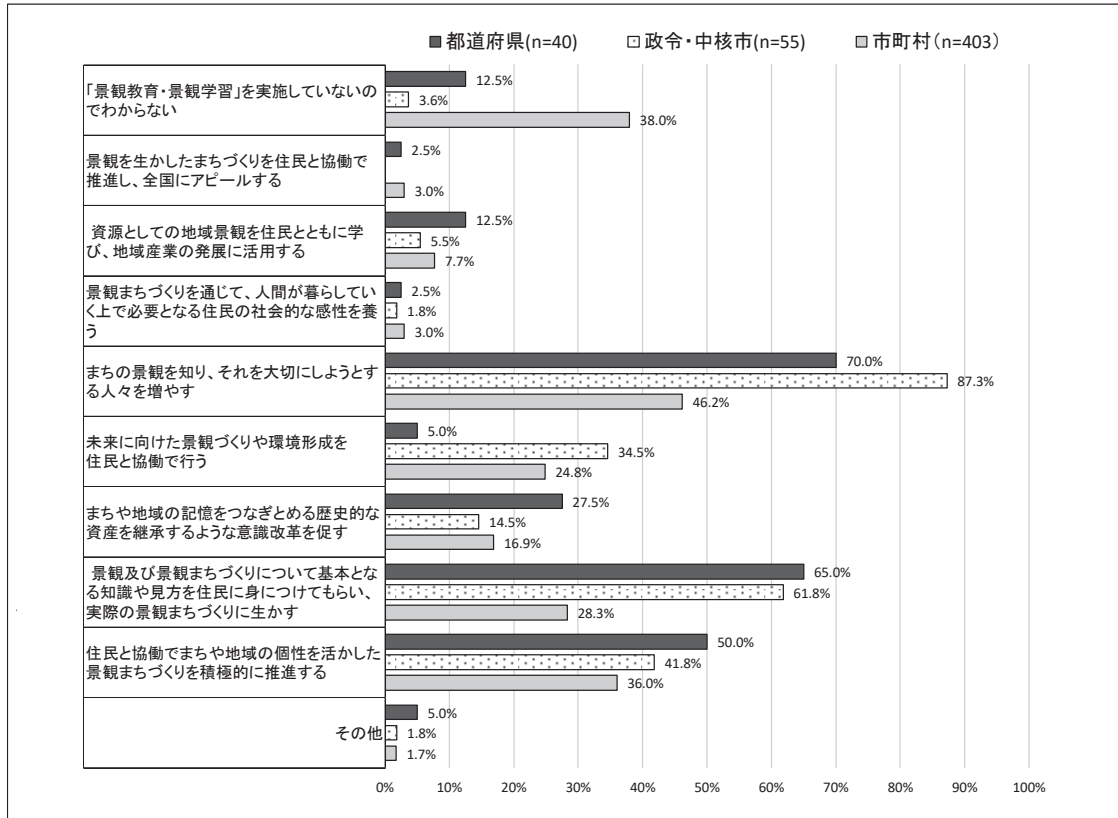


図6 景観教育を実施する意義（複数回答）

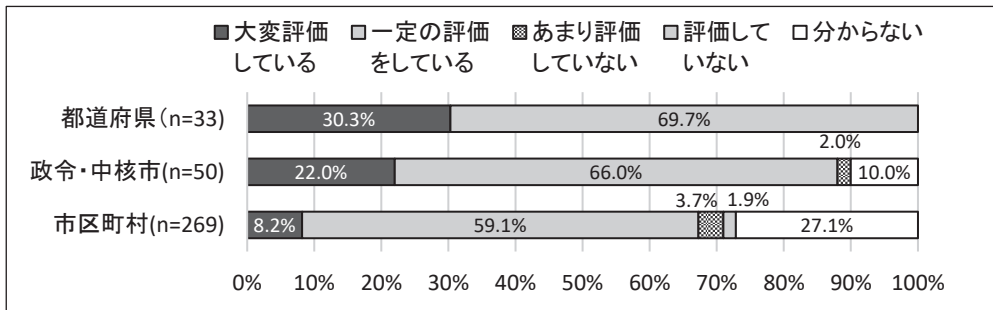


図7 景観教育・景観学習の評価

### 3-6 景観教育・景観学習の今後の進め方

景観教育・景観学習の今後の進め方について5件法により回答を求めた結果は図8の通りである。全区分で「これまでの活動を継続しながら、さらに積極的に取り組みたい」が最も多く選択され、意欲的な姿勢が確認できる。一方で、市区町村では「当面の間、景観教育を推進する予定はない」と「分からない」を合わせた回答が42.6%となり、景観教育を普及する上で何らかの対策が必要な状況であることが分かる。

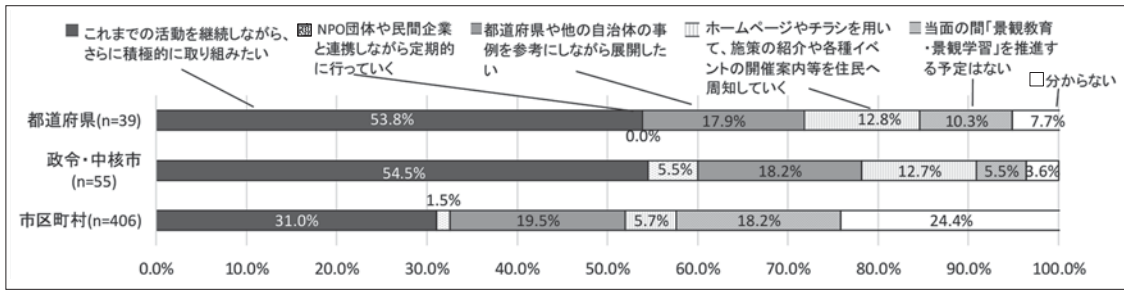


図8 景観教育・景観学習の今後の進め方

#### 4 小・中学生を対象とした景観教育の実施状況

##### 4-1 小・中学校で実施した景観教育の内容（5年以内）

全区分において「実施していない」が最も多くなり、全体の7～8割の自治体が学校との連携による景観学習を実施していない状況が明らかとなった(図9)。景観教育を実施している自治体では、「景観教室等の出前授業」により展開していることが分かる。「その他」には、「子供たちが決めたデザインを自分たちでペイントする作業体験」などが挙げられ、現実の景観事業への参画を誘導し、体験を通して学ぶ場を創出していることが推察される。さらに、「建築士会主催の花植えの出前事業に市職員が参加」、「民間団体主催のまちづくりワークショップを支援」など、外部団体と連携した景観教育の関わりも見られている。一方、「景観学習プログラム(国交省)を各学校へ提案したが採択されない」、「出前講座の申込みがない」など、企画した事業が十分に活用されないケースもあり、学校現場の教育プログラムに沿った景観教育施策が必要であることが示唆される。

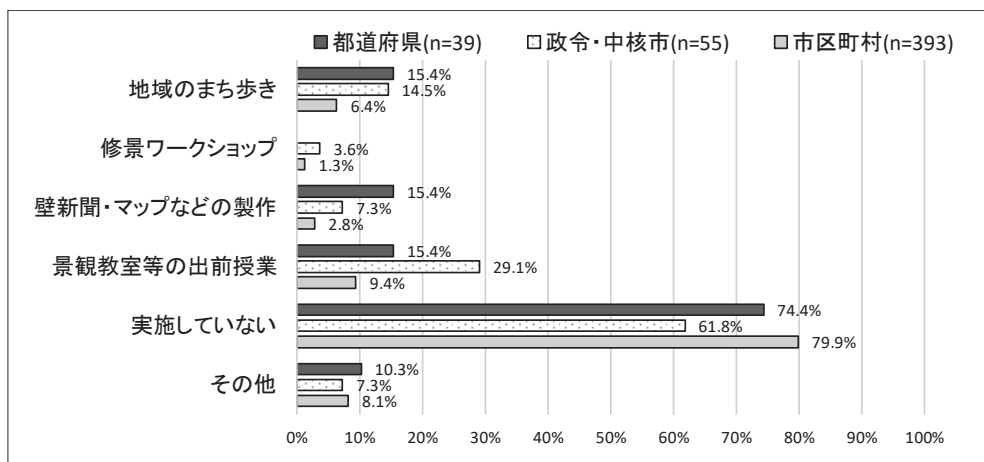


図9 小・中学校で実施した景観教育の内容（5年以内）（複数回答）

##### 4-2 小・中学生への景観教育・景観学習の課題

景観教育及び景観学習を実施する際の課題について、5件法で回答を求めた結果は図10の通りである。以下の分析では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた割合と「あまりそう思わない」「思わない」を合わせた割合を比較して分析を行う。「小・中学生の景観に関する関心が低い」については、全区分で「あまりそう思わない・思わない」割合が「とてもそう思う・そう思う」を上回っている。「景観担当者の人員が限られており、行動を起こしにくい」については、「とてもそう思う・そう思う」を合わせた割合が全項目の中で最も多く、都道府県69.0%、政令・中核市84.5%、市区町村82.5%となり、景観教育の普及が進まない大きな要因の一つと言える。

「予算の関係上、行動を起こしにくい」については、「とてもそう思う・そう思う」割合が、都道府県68.9%、政令・中核市53.3%、市区町村72.2%となり、予算上の制約が景観教育の実施率へ影響し



ていることが推察される。

「効果・メリットが明確ではない」ことについては、全区分で「あまりそう思わない・そう思わない」割合が多くなり、景観教育の教育効果を肯定的に評価していることが分かる。

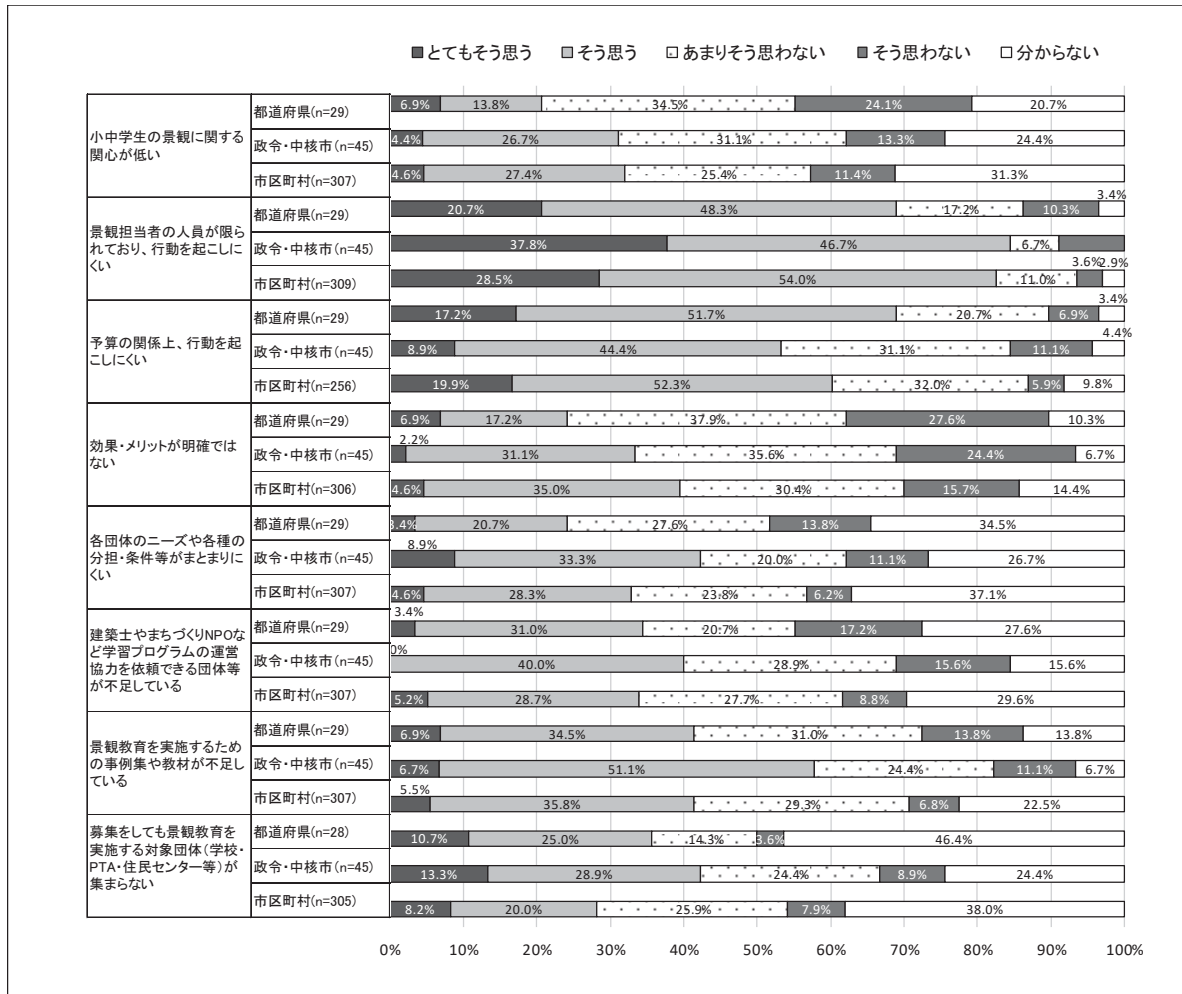


図10 小・中学生への景観教育・景観学習の課題

### 4-3 小・中学生を対象とした景観教育への意見

小・中学生を対象とした景観教育への意見では、60自治体から回答があった。得られた意見はExcelへ入力し、KJ法<sup>39)</sup>を参考に類似した意見をまとめる手続きを繰り返して大分類4項目、小分類13項目に分け、区分ごとの回答件数と主な回答例をまとめた(表3)。大分類「景観教育が普及しにくい要因」は32件となり、学校側のカリキュラムが過密であるため障壁を感じるなどの意見がみられている。また、学校側の理解が進まないことや景観教育のための調査や準備をする行政側の担当者人数の不足、まちづくり部局と教育委員会との連携の難しさなどが挙げられた。「学校側に必要な工夫」としては、景観学習を社会科などのまち探検やまちの歴史学習の一環として扱う、地域の資源や特性に応じた学習プログラムの中で展開する、などの意見がみられる。「行政側に必要な工夫」としては、教員向けの研修の開催や景観教育を広くPRしながら学校側の理解を求める、自治体内の他部局及び他団体との連携により人手不足を補う、などが挙げられた。また、学習テーマの絞り込み及び教材の充実や、県が作成する副読本や学習プログラムを要望する意見も見られる。

表3 小・中学生を対象とした景観教育への意見

大分類 (件数)	小分類 (件数) A: 都道府県 B: 政令・中核市 C: 市区町村	主な回答例 (A) 都道府県 (B) 政令・中核市 (C) 市区町村
景観教育・ 景観学習 を評価する 理由 (13)	子供への教育の 重要性 (12) (A:0, B:5, C:7)	・景観は個人ではなく、地域全体でつくるもの。小さいころから景観について考える機会があることは良い (B) ・民間との連携など、課題は多々あるが、継続していく必要がある (B) ・景観資源を守り、次世代に伝えるためには小中学生への「景観教育・景観学習」が重要 (C) ・景観に対する興味や関心を向上させ、知識向上や郷土愛の醸成が期待でき将来の景観づくりにつながる大変重要な取り組み (C)
	予算 (1) (A:1)	・低予算で実施可能な非常に良い取り組み (A)
景観教育 が普及しに くい要因 (33)	学校側の負担・カリ キュラムに空きがな い (16) (A:3, B:5, C:8)	・学校では、〇〇教育(防災、人権、キャリア等)が多すぎて、景観教育の余地が少ない (A) ・小中学校のカリキュラムが過密な中で、新たな学習内容を増やすことは学校と相談するなど慎重に行った方が良い (B) ・学校のカリキュラムが多く、学習内容が概ね決まっている学校へ働き掛けることに障壁を感じる (B) ・小・中学校へは例年、国・県・市等や各種団体等から、様々なポスター等の作成依頼や行事への要請があることから、負担軽減の依頼がされている (C)
	景観学習の内容が不明瞭・学校側の理解 が進まない (7) (A:1, B:2, C:4)	・学習指導要領に景観に関する学習が明確に規定されていないことが、景観学習が普及しにくい大きな要因だと思われる (A) ・子供達の「関心が低い」わけではなく、景観そのものを知らないから、関心を持ってない (B) ・景観教育に理解のある教員が少ないことが一番の問題 (C)
	行政担当者の人員不足・他 部局や他団体 との連携がない (9) (A:0, B:1, C:8)	・将来の景観形成・保全を行う上で大変有効だが、子供達の住む地域における身近な景観への調査や、資料の作成など、人員的に難しい状況 (B) ・景観行政自体に対し、予算・人員が見込めない (C) ・まちづくり部署と教育委員会との連携が難しい (C)
	予算 (1) (C:1)	・今後取り組みたいが、予算や教育の時間を取組めるか分からない (C)
学校側の 工夫に 関する意見 (7)	多様な授業展開 (5) (A:2, B:1, C:2)	・従来、授業で行われている「まち探検」や「まちの歴史を学ぶ」の中に、景観の要素を加えていく工夫が必要 (A) ・景観は工学、地学、歴史、環境、物流、経済、道徳等関連が多岐に渡り様々な場で環境に触れ合い、郷土愛を育むのが理想 (B) ・小中学生を対象にしたものは「景観教育・景観学習」という趣旨よりも、ひとりひとりが実践しやすい「環境学習」の側面から取り組むと良い (C)
	地域資源の活用 (2) (A:1, B:1)	・学校、地域毎の景観資源や特性が異なること、学年に応じて学習の目標、成果のレベルを調整することで、応用が可能 (A) ・地域特性に優れた地区等では「総合」等のカリキュラムと連動により関心を高めることができると思う (B)
行政側の 工夫に 関する意見 (18)	モデル校の設定 (1) (A:1)	・校内緑化に熱心な小中学校を対象にモデル校を募集し、課外活動の一環としての景観教育・景観学習を促進する方法がある (A)
	教員研修、学校への PRの充実 (5) (A:2, B:1, C:2)	・教える側の教員に、景観形成の意義や景観形成の基礎知識を身に付けてもらう必要がある (A) ・景観教育は、意識が高い地域の小学校を中心に実施しているため、対象小中学校の範囲を広げ、景観啓発の推進を目指す (B) ・授業の一環として扱ってもらえるように学校側の理解と協力を得る必要がある (C)
	他部局・他団体との 連携 (5) (A:0, B:1, C:4)	・県建築士会と協力して、未来を担う小中学生の景観に対する知識取得や郷土愛の醸成を図る (B) ・行政内部の他部局との連携さえうまくいけば全国的にもっと推進していける (C) ・景観教育は景観行政が単独で行うことは考えにくく、歴史・自然・文化などいろんな要素を含めて実施する方がよい (C)
	財源の確保 (1) (C:1)	・自治体が担う場合は、財源の確保が必要であるため、授業に組み込まれることが望ましい (C)
	学習内容・教材の 充実 (6) (A:1, B:2, C:3)	・出前講座などの単発ではなく、継続的に教育・学習できる環境が必要(指導計画に組み込む等) (A) ・実施するための教材やツール等がもっと必要 (B) ・景観は、関係する分野が多岐に渡るため、テーマや目標を絞り込み事業に当たる必要がある (C) ・県が景観学習副読本の作成や景観学習の実施を行っておりパッケージ(プログラム)を構成しているので活用したい (C)

## V 景観教育の課題の検証

前節では、景観教育施策の実態を行政区分間で比較することにより検証を行ったが、本節では、都道府県の景域全体における景観教育を、より推進するために必要な体制や取り組みについて検証することを目的として、全区分の回答を合算し調査項目間の関係性について分析を行った。分析は、SPSSを用いて統計的に処理したのちクロス分析と相関分析を行い考察した。

### 1 景観計画の有無と景観教育の予算化状況のクロス分析

Fisherの直接確率法により、「景観計画の有無」(表2)と「景観教育の予算化状況」(図4)についてクロス分析を行ったところ「景観計画有り」で「予算化している」割合が「景観計画無し」で「予

算化していない」割合よりも有意に高くなった ( $p<.01$ ) (表4)。これより、景観計画を有する自治体では予算を確保した上で計画的に事業を遂行する傾向が有意に高いことが確認され、景観計画の有無が景観教育の普及へ大きく影響を与える可能性が示唆された。

表4 「景観計画の有無」と「景観教育の予算化状況」のクロス表

			「景観教育・景観学習」のための 予算化の状況		
			予算化 している	予算化 していない	合計
景観計画 の有無	景観計画 有り	度数	135	275	410
		期待度数	123.9	286.1	410.0
		調整済み残差	2.8	-2.8	
	景観計画 無し	度数	17	76	93
		期待度数	28.1	64.9	93.0
		調整済み残差	-2.8	2.8	
合計		度数	152	351	503
		期待度数	152.0	351.0	503.0

## 2 調査項目間の相関分析

調査項目間の相関関係を見るためにPearsonの積率相関分析を行った(表5)。その結果、次の項目について1%水準で弱い相関(0.2)～中程度の相関(0.6)がみられた。

①「景観部局の担当者の人数」と「景観教育・景観学習の取り組みへの関心度(全住民対象)」、「景観教育・景観学習の評価」、「景観教育・景観学習の今後の進め方」の3項目との間に、それぞれ弱い相関がみられた。このことから「景観部局の担当者の人数」は、景観教育の取り組みやすさや継続性へ影響する可能性があると言えるが、それらの2変数の因果関係については、より詳細な分析による判断が必要である。

②「景観教育・景観学習の取り組みへの関心度(全住民対象)」と「景観教育を実施する意義」、「景観教育・景観学習の評価」、「景観教育・景観学習の今後の進め方」の3項目間において、中程度の相関がみられた。これより、「既に取り組んでいる」自治体では、景観教育の意義を認識した上で実践を行い、行った実践を高く評価しているため継続予定である状況が推察される。

③「景観教育の予算化状況」は、「景観教育を実施する意義」、「景観教育・景観学習の評価」、「景観教育・景観学習の今後の進め方」の3項目との間に弱い相関がみられており、予算化している自治体では、実施した事業を肯定的に評価し景観教育を継続して展開する可能性が示された。

一方、「小・中学生への景観教育・景観学習の課題」は、「景観教育を実施する意義」及び「景観教育・景観学習の評価」との間にほとんど相関がみられなかった( $p<.05$ )。これより、景観行政全体で景観教育の意義を共有している場合や実施した景観教育を高く評価している自治体では、「小・中学生への景観教育・景観学習の課題」をほとんど感じていないことが分かる。

表5 調査項目間の相関分析

	景観部局の 担当者の人 数	景観施策の 優先順位 (合計得点)	景観教育・ 景観学習の 取り組みへ の関心度 (全住民対 象)	景観教育の 予算化状況	景観教育を 実施する意 義 (合計得点)	景観教育・ 景観学習の 評価 (合計得点)	景観教育・ 景観学習の 今後の進め 方	小・中学生 への景観教 育・景観学 習の課題 (合計得点)
景観部局の担当者の人数	1.00	0.15 **	0.28 **	0.10 *	0.27 **	0.24 **	0.24 **	-0.06
景観施策の優先順位 (合計得点)		1.00	0.29 **	0.15 **	0.15 **	0.15 **	0.15 **	0.04
景観教育・景観学習の取り組み への関心度 (全住民対象)			1.00	0.42 **	0.60 **	0.54 **	0.60 **	0.04
景観教育の予算化状況				1.00	0.28 **	0.42 **	0.27 **	-0.01
景観教育を実施する意義 (合計得点)					1.00	0.67 **	0.61 **	0.12 *
景観教育・景観学習の評価 (合計得点)						1.00	0.57 **	0.15 *
景観教育・景観学習の今後の進 め方							1.00	0.17 **
小・中学生への景観教育・景観 学習の課題 (合計得点)								1.00

\*\* 相関係数は1%水準で有意(両側)です。

\* 相関係数は5%水準で有意(両側)です。

## VI まとめ

### 1 得られた知見の整理

景観行政団体の景観行政施策(全住民対象)の実態として、景観計画を有する自治体は、景観教育の予算化を行っている割合が有意に高いことが示された。「景観施策の優先順位」では、「景観計画の改定」が高くなり、見直しを検討する時期を迎えている自治体が多い。また、「景観教育・景観学習」の優先順位は、全区分に共通して高い傾向があり、行政区分の役割に応じて、具体的な展開方策を整理する必要がある。

「景観部局の担当者の人数」は、景観教育の取り組みやすさや継続性へ影響する可能性が示されたが、2変数の因果関係については、より詳細な分析による判断が必要である。

景観教育(全住民対象)の実施率は、全区分の中において政令・中核市が最も高く、諸都市の先導役として機能する可能性が期待できる。実施している景観教育の内容は、全区分共通して座学・講義型の「景観シンポジウム」が最も多くなり、体験・参加型の「景観ワークショップ」、「まち歩き」「小・中学校における景観学習」を上回っている。

「景観教育の予算化状況」では、都道府県及び政令・中核市の約半数が予算化している一方、市区町村の予算化率は3割程度にとどまっている。「景観教育の予算化状況」は、「景観教育を実施する意義」、「景観教育・景観学習の評価」、「景観教育・景観学習の今後の進め方」の3項目と弱い相関関係がみられ、予算化している自治体では、行った事業を肯定的に評価し、景観教育を継続して展開する可能性が示された。

小・中学校への景観教育・景観学習の実態として、「予算の関係上、行動を起こしにくい」と感じている市区町村は全体の7割を占めた。「小・中学校で実施した景観教育の内容」では、「景観教室等の出前授業」が多い一方で、実践校の応募が少ないという課題もあり、学校の教育プログラムに沿って景観教育施策を進める視点が求められる。

「小・中学生を対象とした景観教育への意見」では「景観教育が普及しにくい要因」として、学校側のカリキュラムが過密であることや行政の担当者不足が挙げられた。また、連携授業を円滑に行う工夫として、既存のカリキュラムへ景観教育を組み入れることや地域特性に応じた学習プログラムを展開することなどが挙げられた。



## 2 考察

以上を踏まえ、景観教育の普及に向けた課題を次のように考察した。

### (1) 景観教育施策の方針の明瞭化

景観教育への関心度は景観教育の意義と相関が認められたため、景観教育の意義を行政・学校・住民などの多様な主体で共有しながら、具体的な景観教育施策を展開する視点が重要であると考えられる。そのためには、景域全体へ大きく影響する景観計画等において景観教育施策の方針を明瞭化することが望ましい。また、その議論へ住民の意見を反映する仕組みを整備することも行政の役割であると言える。

### (2) 地域の個性を活かした景観教育の推進と予算措置

全行政区分において「景観教育」の優先度は比較的高い傾向にあることが確認された。今後は多くの自治体が意義を見出していた「住民との協働で行うまちや地域の個性を活かした景観まちづくり」を体験・参加型手法で行うことにより住民の主体的・能動的な活動を促進することが一層求められるとともに、外部団体との連携や部分的な事業委託にともなう経費の予算化が必要であると言える。その際、市区町村を包括する都道府県では、人的、金銭的な支援に加え、景観教育のノウハウ及び先進事例の蓄積、協働による景観教育教材の作成及び配布などの支援を継続的に行う視点が重要である。

### (3) 学校の授業と連動した学習プログラム及び展開手法の構築

市区町村の8割が学校と連携した景観教育を実施していない現状の改善には、教育現場が重視する「何を学ぶべきか、何を学ばせたいか、どんな方法が良いのか、どんな教材にするのか」<sup>40)</sup>という教育の質を高める学習プログラムの検討が必要である。具体的には、総合学習に加え、社会科やまちの歴史を扱う地域学習へ景観教育を組み入れることにより、実施機会を創出することが有効である。さらに、まち探検やフィールドサーベイなどの体験的・探求的な手法により地域理解を深めることが、地域の担い手の育成へつなげると言えよう。それにとまなう学校の負担を軽減するためには、景観教育の研修会の開催、外部講師による出前授業の充実、地域の実態に即して選択できる多様な景観学習プログラムの提供などを自治体が効果的に支援する仕組みを構築することが必要である。

## Ⅶ おわりに

本調査結果から景観行政団体における景観教育の実態を把握することができたと言えるが、全国の市区町村の約6割は未だ景観行政団体に移行しておらず、景観教育の機会はさらに少ないことが想定される。景観教育の普及を促進するためには、まず、都道府県を中心に景観教育の方針を明瞭化し、市区町村に対して助言及び支援を行うことが不可欠であると言える。

本調査のデータから景観教育の実施率が高い自治体を抽出することができる。これらの自治体の回答を詳細に分析し、インタビュー調査により具体的な視座を得ることが今後の課題である。

### 謝辞

アンケート調査にご回答いただいた自治体の皆様、調査項目の内容妥当性の検討にご協力いただいた専門家の皆様に、心より感謝申し上げます。

## 注

- 1) 2004年景観法の基本理念において、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することは、住民の責務とされる。そのための活動が景観まちづくりであり、それを促進するために各主体が行う教育。
- 2) 中村良夫他『景観論』土木工学大系13 彰国社 1977年
- 3) 篠原修(編)『景観用語事典 増補改訂第二版』彰国社 pp.12-13 2021年
- 4) 国土交通省 学校で取り組むまちづくり学習  
<https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/data2/gakushuu-all-a4.pdf>
- 5) 延藤安弘『「まち育て」を育む—対話と協働のデザイン』東京大学出版会 pp.11 2010年
- 6) 国土交通省 都市公園法(1956) 第1章-第6章 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000079>
- 7) 環境省 自然公園法(1957) 第1章-第4章 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000161>
- 8) 京都府 HP 伝統的建造物群保存地区 <https://www.city.kyoto.lg.jp/index.html>
- 9) 金沢市 HP 歴史都市金沢のまちづくり <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11107/rekisimatizukuri/kentiku.html>
- 10) 倉敷市 HP まちなみ保存 <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/>
- 11) 地区計画制度(1980) 都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている。
- 12) 景観法(2004) 第1章-第7章。第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 13) 景観法第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。)の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。)の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務(同条において「景観行政事務」という。)を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。
- 14) 地方公共団体における自主条例。1968年に金沢市が制定した「伝統環境保存条例」が最初。
- 15) 景観行政団体に指定された自治体が運用する制度で地域の景観形成の総合的な計画。景観区域と方針、行為ごとの規制内容等を定めることができる。
- 16) 景観形成ガイドライン(2005)『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業を対象としている。
- 17) 『まちづくり教科書第8巻 景観まちづくり』日本建築学会(編) pp.8 2016年
- 18) 国土交通省 「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」報告書2017年  
<https://www.mlit.go.jp/common/001100651.pdf>
- 19) 「良好な景観形成の推進のための支援調査(景観まちづくり教育)懇談会」。学識経験者で構成され、2005年～2007年に景観まちづくりの教育・学習のあり方や取り組み方を討議し、その成果が取り組みの手引き、学校教育用のモデルプログラム、各種事例集等として提供された。
- 20) 国土交通省 景観まちづくり教育 <https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>
- 21) 前掲18) 国土交通省「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」報告書2017年  
<https://www.mlit.go.jp/common/001100651.pdf>
- 22) 岡本一郎 地域環境学習型景観ワークショップの展開について—仙台市の景観行政の実践から—  
「住まい・まち学習」実践報告・論文集2 住宅総合研究財団 pp.127-132 2001年
- 23) 岡本一郎 青葉通りにおける景観形成アクションプログラムの取り組み—景観ワークショップの活用を通じて—  
「住まい・まち学習」実践報告・論文集3 住宅総合研究財団 pp.99-104 2002年
- 24) 横山芳春, 池田孝之, 川上貴弘 参加型まちづくり手法におけるワークショップの効果と行政の対応について : 那覇市都市マスタープラン策定を事例に 日本建築学会計画系論文集第66巻第543号 pp.223-229 2001年
- 25) 渡辺真季, 三橋伸夫, 佐藤栄治, 本庄宏行 市民参加型緑地保全活動および住民意識の実態把握—横浜市舞岡町と新治町の比較分析— 日本建築学会計画系論文集第80巻第717号 pp.2545-2555 2015年
- 26) 王成康, 坂井猛, 田中潤 景観計画の策定過程における住民参加と計画内容に関する研究  
日本建築学会計画系論文集第80巻第714号 pp.1885-1891 2015年
- 27) 永井浩貴, 横内憲久, 岡田智秀, 遠藤克則 景観まちづくりにおける景観教育のあり方に関する研究 — (その1) 「景観まちづくり学習」における活動内容 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.979-980 2011年
- 28) 郭東潤, 齋藤伊久太郎, 北原理雄 中心市街地における街路空間の利活用と 景観教育に関する研究  
日本建築学会技術報告集第12巻第23号 pp.355-358 2006年

- 29) 篠部裕 地域社会と連携した小学校でのまちづくり学習に関する研究 公園計画を題材としたPBL方式のまちづくり学習の実践と評価 (社)日本都市計画学会 都市計画論文集 No.40・3巻 pp.499-504 2005年
- 30) 阿久井康平, 堀田裕弘, 久保田善明 夜間景観形成を通じたまちづくり教育に関する研究—富山市中心市街地のライトアップ事業における学部横断型PBLの取り組みと評価  
日本建築学会技術報告集第25巻第61号 pp.1367-1372 2019年
- 31) 馬場たまき, 北原啓司, 阿留多伎真人 自治体が主導する景観学習の現状と課題 青森県及び岩手県における調査を通して 尚綱学院大学紀要79号 pp.57-67 2020年
- 32) 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総合的な学習の時間編 pp.14 2017年
- 33) 同上32) pp.144
- 34) 平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413570\\_002\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413570_002_1.pdf)
- 35) 荻原彰, 阿部治, 高橋正弘, 中口毅博, 三石初雄, 水山光春 全国調査による市区町村の学校教育に対する環境教育政策の実施状況と政策実施上の問題点 —教育委員会と環境部局の違いに焦点を当てて—  
環境教育27巻2号 pp.37-42 2017年
- 36) 前掲31) 馬場たまき, 北原啓司, 阿留多伎真人 自治体が主導する景観学習の現状と課題 青森県及び岩手県における調査を通して 尚綱学院大学紀要79号 pp.57-67 2020年
- 37) 前掲23) 岡本一郎 青葉通りにおける景観形成アクションプログラムの取り組み—景観ワークショップの活用を通じて—「住まい・まち学習」実践報告・論文集3 住宅総合研究財団 pp.99-104 2002年 仙台市は1995年に杜の都の風土を育む景観条例を制定するとともに景観サポーター制度を設け、市民協働の景観ワークショップを開始し、得られた意見を市政へ反映する施策を継続している。
- 38) 前掲35) 荻原彰, 阿部治, 高橋正弘, 中口毅博, 三石初雄, 水山光春 全国調査による市区町村の学校教育に対する環境教育政策の実施状況と政策実施上の問題点 —教育委員会と環境部局の違いに焦点を当てて—  
環境教育27巻2号 pp.37-42 2017年
- 39) 川喜田二郎『発想法：創造性開発のために』中央公論新社 2017年
- 40) 妹尾理子「景観」をとりいれた住環境教育—高等学校家庭科の授業実践から—  
「住まい・まち学習」実践報告・論文集1 住宅総合研究財団 pp.23-26 2000年